本願寺史料研究所報

５５号

発行所　本願寺史料研究所
〒六〇〇―八二六八
京都市下京区七条大宮上ル
龍谷大学大宮図書館内
電　話　〇七五―三四三―三三一一
内線（五四一八）
発行者　所長　赤松徹眞
発行日　二〇一八年六月二十九日

近世の本願寺、その日その日

左右田昌幸

はじめに

本稿の成り立ちには、紆余曲折があります。もともとは本所報の「埋め草」用原稿でした。それを改稿し、まとめて別の媒体に掲載する心積もりであったのですが、原稿の一部を急遽、所報に呼び戻し体裁を整え直したものが本稿です（別の媒体とは、種智院大学密教学会『密教学』です。筆者は二〇一九年三月末で大学の定年を迎えます。「定年の挨拶」代わりとして、近世の本願寺の別荘である渋谷開扇亭・東山霊山翠紅館・馬町遮莫亭・嵯峨洗心亭などの項目を執筆しました。筆者の我が儘が許されれば、『密教学』五五号に掲載予定です）。

筆者は大学の会議や講義が入っていない曜日には、本願寺史料研究所で自分の勉強テーマに関する史料を求めて、近世以来の本願寺の日次記を展開する作業を続けています。その作業のなかで、本願寺史料研究所で準備中の『増補改訂・本願寺年表』に利用できそうな記事や、自分のテーマ以外でも興味を引かれた記事もメモしようと思い立ち、記事所在メモを作り出しました。その際、筆者の興味アンテナの感度をできるだけ上げて、少しでも反応した記事は小さな記事でも捨てずに蓄積してきた記事所在メモが、すべての「近世の本願寺、その日その日」の基礎になっています。

この作業を積み重ねて感じているのは、作業を開始しだした頃と現在とでは、興味アンテナがサーチする角度が違っていることです。確実に広くなっているのを感じています。ですから、すでに展開を終えている日次記の

見直しをすれば、見落とした記事や別の記事にアンテナが反応することは確実なのですが、筆者には全面的に再展開するエネルギーが、精神的にも肉体的にも残っていません。精々が各歴史コラムの執筆過程で、日次記の特定の年月日条をピンポイントで見直すことくらいです。

各コラムの執筆と日次記の展開作業は並行していますので、関係する記事に遭遇し、話の流れを修正する必要が発生したり、別の史料の再確認が必要になったり、その過程でまたあらたな記事に出会ったりということが何度もありました。その度に本文を書き直してきたのですが、書き直せば直すほど話の流れが混乱して、収拾がつかないような事態も発生しました。そのために、本文を修正するより、注のような心積もりで「補足」を書くという方法を採用した次第です。本文中にはさらに「蛇足」もあるという騒がしさですが、適当に読み飛ばしていただければと思います。

『密教学』の原稿にも書いたことですが、次の点はここでも記しておきたいと思います。本稿で使用した本願寺の諸種の日次記は、真宗史や真宗教団史・本山本願寺史の研究における重要な史料であることはいうまでもありません。しかし、それ以外の分野でも歴史史料としての可能性を秘めています。本稿やこれまでに執筆した「近世の本願寺、その日その日」のなかで紹介した日次記の記事が、そのような可能性をほんの少しでも示していればと思っています。それは儚い高望みでしょうが、記事の所在目録くらいにはなるかと思っています。

何はともあれ、もともとが「埋め草」原稿ですので、明確な「論」はありませんが、筆者なりに時間と手間暇をかけて日次記を展開し、真面目に執筆した積もりです。

【御庭焼の露山焼】 筆者は、日常で使用している陶器類に多少の好みはありますが、その歴史についてまったくの門外漢です。そのような筆者ですが、本願寺史料研究所に出入りしていると、時折、本願寺の御庭焼として露山焼の名前を耳にすることがあります。「おそらく」などと書くまでもなく、近世陶芸史の研究の世界では常識となっているレベルだろうと思いますが、ここでは近世の本願寺のなかで筆録された日次記に登場する御庭焼の露山焼に関する記事を紹介しつつ、門外漢の素朴な疑問を提示することを目標とします。

本題に入る前に、本願寺関係の出版物のなかで露山焼がどのように記述されているのかを紹介しておきます。まず最初は上原芳太郎が執筆した『楳牕餘芳』（護持会財団、一九二七年、一八八頁）です。項目番号三一〇に「寂宗主の時、山科露山に浸雲亭を開き、避暑の所に充られしこと旧記に出でたり。本宗主は此処の土を採りて手造を焼かれたるを露山窯といふ。広宗主の時、秋は昵近を遣して茸を採らしむる例なりしが、建物は概ね荒廃に帰せしなるべし。御幸橋献架の砌、松を伐り尽し、次で他に譲渡せられたるが、円如上人墳墓の後山の頂に「六条御殿」と鐫りし標石ありて、明治十七八年頃までは残

りてありたり」とあります。本願寺に所蔵されている史料や古記録に、筆者にはとうてい及びもつかないほど目を通した上原の記述ではあるのですが、浸雲亭という名称や茸狩りについては、いささか正確性を欠いた記述になっていると思います（茸狩りについては、二〇一五年六月の四九号の「所報」に【料理の掟】【御領山の松茸と茸】で、浸雲亭については二〇一八年二月の五四号に【避暑の別荘としての山科露山】で書きました）。

次は『大乗』（第八巻九号、一九二九年九月号）の楽草山人による「露山窯を訪ふて」と題した紀行文です。楽草山人は「翌朝三夜荘に伺ふと露山第一窯は山科の小山村に在り、第二窯は清閑寺の所にあり、第三窯は西本願寺内に在り、之を御庭焼きと称し」と記しています。

上原は露山窯の場所を記さずに、露山焼を宗主の手造に限定しています。一方、楽草山人は、露山焼の窯場を三か所とし、そのうちの本願寺内の窯で焼かれた物を御庭焼としています。

手近なところで『角川茶道大事典』（角川書店、一九九〇年。以下、『大事典』と略します）の露山焼の説明も提示してみましょう。そこには「仁阿弥道八が西本願寺第十九世法主、本如上人のために文政七年（一八二四）、清閑寺裏山采嶺渓に開窯した御庭焼。作品には「露山」の瓢形印を用いている。主として茶碗など茶器を焼成し、御本立鶴茶碗などが知られている」と記されています（なお、この道八は二代目の高橋道八です）。

門外漢の筆者は、上原芳太郎・楽草山人・『大事典』による三つの記述をどのように統一的に理解するか途方に暮れてしまいます。では、筆者が展開している日次記類では、何が確認でき、何が確認できないのでしょうか。記述は錯綜しますが、以下なんとか書いてみます。

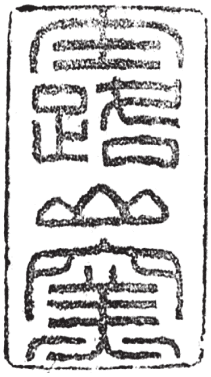

印影「露山窯」

まず最初に、本願寺に所蔵されている露山焼の印鑑を紹介しておきます。印鑑の法量は、タテ四、五センチ・ヨコ三、四センチ。印影は右に提示したとおりです。筆者は、残念ながらこの印が捺された露山焼を実見したことはありません。

露山焼の窯の場所について、楽草山人は、三つ窯の存在を記しているのですが、筆者には日次記のなかにいずれの窯についても具体的な記述を見いだすことができていません。状況証拠的には、楽草山人の記す清閑寺の第二窯のことが、『大事典』にも「清閑寺裏山采嶺渓」とありますので、この窯の存在は間違いないだろうと感じます。また、仁阿弥道八による文政七年の開窯については、後掲の【補足・松風亭道八による御庭焼の露山焼】で確認できますが、瓢形の「露山」印のことは、本願寺側の記録では確認できません。

日次記で確認できるのは、露山焼には露山の陶土が使

用されたという点です。ただし、宗主の手造という点については、そのような陶器が露山焼として焼かれたであろうことは否定できませんが、露山焼を宗主の手造に限定することはできないだろうと、筆者は考えています。

筆者が最初に露山焼に気づいたのは、留役所「諸日記」の天保十二年（一八四一）正月二十四日条です（以下、すべての項目で「諸日記」と略記します）。本願寺は、木村甚左衛門に対する多額の借財を、木村が本山に献上するという形で帳消しにしたことに対し、「被下物」として「露山焼御茶碗、一箱」を授与しています。もちろん、この記事が日次記における露山焼の初見であるとする自信はありません。また、宗主の手造であることを示す「御手焼」などの記述もありません。「晟章殿記録」弘化三年（一八四六）十月二十六日条には、中山摂津守に対して「先達而ゟ内々相願置候ニ付」として「露山焼御茶碗、御銘鬼一口」を授与する記事がありますが、ここでも宗主の手造を示す記述はありません。

仁阿弥道八と本願寺の関係では、「（仮称）御堂日次之記」弘化二年（一八四五）三月二十日条に、次のようにあります（以下、すべての項目で「日次之記」と略記します）。

一　陶工
右竈場御立寄　高橋仁阿弥

（中略）
一仁阿弥竈湯屋後山上之小舎ニおゐて御酒肴献呈之
（中略）
一　高橋仁阿弥
御子酒　五斤
金　千疋
島縮緬　壱反
竈場江御立寄ニ付、為御会釈被下之

これは同年三月八日に御館入を本願寺から許された（「晟章殿記録」）宇治の恵心院からの依願によって広如宗主が恵心院に御成し、その途中、黄檗山万福寺を一覧したり、御茶師の上林（道庵家だと考えています）の饗応を受けたりした帰途に、仁阿弥道八の窯場に立ち寄った際の記事です。窯場の場所は、『大事典』の「露山焼」の項目にあった清閑寺裏山の露山焼の窯ではなく、『大事典』の「道八」の項目に「露山焼（中略）讃窯などに出仕し、晩年は伏見桃山に隠居して桃山窯を興した」とある伏見桃山のはずです。さもないと広如宗主の還御の順路と整合しなくなります。『明如上人伝』（明如上人伝記編纂所、一九二七年、九八七頁）によれば、伏見の三夜荘の南隣が「高橋道八氏の隠宅」とありますので、「湯屋後山上之小舎」とは後に三夜荘が建築されたあたりであった可能性も考えられます。

次は、門外漢の素朴な疑問です。露山焼とは、『大事

典』では本如宗主の依頼により清閑寺裏山に仁阿弥道八が開窯した窯で焼かれたとあるのですが、清閑寺と露山では直線距離で三キロほどは離れているにもかかわらず、なぜ露山焼という名称なのかという疑問です。上原の記述をふくめて考えて、本如宗主が露山の陶土によって手造した物を仁阿弥道八が「出仕」（指導くらいの意味でしょうか）し、清閑寺裏山の窯で焼いた物を露山焼とすると理解すればよいのでしょうか。

しかし、宗主の手造という点については前記しましたが、次のような点も考える必要がありそうです。大正二年四月におこなわれた第二回の「大谷家（本派本願寺）旧御蔵品入札」の売立目録に茶碗の部で「二七八　一盧山焼茶碗」と見えます。「盧山」は「露山」の誤植でしょう。宗主の手造であれば、目録にその旨が銘記されてしかるべきだと思うのですが、たんに露山焼となると、宗主の手造とは考えにくいと考えられます。となると、露山焼の名称については、露山の陶土を使用するということにポイントがあったということでしょう。

さらに筆を滑らせると、露山の陶土を使用し、仁阿弥道八の個人用ではなく本願寺の本如宗主のために開いた清閑寺裏山の窯で焼いた陶器であるので、御庭焼と称してよいということでしょうか。これも門外漢の素朴な疑問です。

本願寺の露山焼には、仁阿弥道八だけが関わったわけではありません。「諸日記」安政二年（一八五五）十二月十日条には、次のようにあります。

一　楽吉左衛門

先達而ゟ露山焼之義、是迄高橋仁阿弥、前住様御代ゟ致来候所、段々品柄悪敷、且者先達致死去候ニ付、代り同人江被仰付候ニ付、長尾亀斎ゟ及引合、弥露山焼道八之造方ニ相同く致候ニ付、右器物ニ名前印候ニ喜楽、或者翫土軒与致候ハヽ如何之旨申出、亀斎ゟ隼人を以相伺候所、喜楽之方相用候様御沙汰被為在候旨申出、猶右ニ付書下ケ之義申来候得共、右ニ而者従御殿被下之次第ニ相成、甚以六ケ敷候間、書下ケニ無之、只伺之処喜楽之方相用候趣、口達ニ而可申旨、同人江申達

名紙左ニ

喜楽
翫土軒

安政二年に仁阿弥道八は亡くなるのですが、道八の関わった露山焼は、最晩年には「段々品柄悪敷」なっていたというのです。そのため本願寺の寺侍の長尾亀斎の引き合いによって、楽吉左衛門に露山焼を焼かせることになったという記事です。この記事の書きぶりからも、宗主の手造ではなく、仁阿弥道八が露山の陶土で焼いた物も「露山」印が捺されて露山焼となっていたと考えることができるでしょう。宗主の手造であるならば、宗主の

手造の器物を仁阿弥道八の焼きが悪く麁末になったと書くのではないでしょうか。では、楽吉左衛門の場合、どこに窯を設営して露山焼を焼いたのでしょうか。これも門外漢の素朴な疑問です。

本願寺と楽旦入・楽吉左衛門の関係は、安政二年に突然に始まったわけではありません。両者のオフィシャルな関係がいつ始まるのか、それを確定することは難しいだろうとほとんど諦めていたのですが、筆者がすでに展開を終えていた「日次之記」より採集した記事メモをチェックし直すと、すでに筆者は始まりの記事をメモしていました（完全に失念していました）。

筆者が時期を遡る方向で展開を進めている「晟章殿記録」にもまったく同じ記事がありますので、こちらを提示します。

「晟章殿記録」弘化元年（一八四四）五月十八日条に次のようにあります。

一　楽焼師
　　田中吉左衛門
今般願之通御館入被仰付之
右御日次所ゟ手帋ニ而申達ス

そして翌十九日条には、

一　楽師
　　田中吉左衛門
御扇子　一箱
御茶碗　一箱
益御機嫌能被為成御座恐悦至極奉存候、私義今般御館入願之通被為仰付難有仕合奉存候、為御請参殿仕候ニ付、献上之仕候旨
右取次大炊

とあります。この楽焼師田中吉左衛門は、後に楽旦入（楽家十代）を名乗る吉左衛門のことで、安政二年十二月に仁阿弥道八に代わって露山焼を担当することになった楽吉左衛門の先代にあたります。記事を素直に理解すれば、楽旦入側が御館入を希望し、それを本願寺が許可したと理解できます。

この御館入を契機にして、本願寺と楽旦入・吉左衛門の関係が時期を下るにつれて深まっていきます。「晟章殿記録」弘化二年十二月二十七日条には、楽吉左衛門が伜に家督を譲り、自身は旦入と改名し、伜の吉左衛門の御館入を本願寺に願い出ている記事があります。

一　吉左衛門事
　　楽旦入
　　伜吉左衛門
御茶碗　旦入手造　一箱
御香合　吉左衛門手造　一箱
益御機嫌克被為成御座恐悦至極奉存候、且今般私

義、入道并改名仕候、此段御届奉申上候印迄、麁抹手造献上仕度候、将伜儀家督相譲、吉左衛門与改名仕候ニ付、伜手造献上仕度、何卒私同様御館入被仰付可被下候様、偏ニ奉願候旨申置

伜の吉左衛門がいつ御館入を許されたのか、その日時を押さえられていないのですが、「晟章殿記録」弘化三年正月十三日条によれば、楽吉左衛門は「旧臘家督改名仕、御吹聴旁献上物在之候ニ付」として金二百疋を本願寺から下されていますので、楽旦入よりの出願から時間をおかないで許可されたと考えられます。楽旦入が家督を伜に譲り、伜の御館入を願ったときに、自身の手造の茶碗と伜の手造の香合を献上しているのは、本願寺の宗主に対する楽焼のアピールの意味も込められていたのではないかと想像しています。

この後、「晟章殿記録」での楽家の記事は、嘉永元年（一八四八）二月十四日条の本願寺から楽吉左衛門へ、年始の祝儀物の献上に対するお返しとして金三百疋が下されている記事と、同年三月二十四日条の山科御坊での蓮如宗主三百五十回忌に際して、楽旦入と吉左衛門が「葩三十片ツヽ」を献備している記事があります。

さらにもう少し時期が下ると、楽旦入と吉左衛門は毎年の節季にちなんで献上物を贈るようになります。「晟章殿記録」嘉永二年十二月晦日条には、

一　楽吉左衛門
　　同旦入
織部薬
　御茶碗　一箱
鶴亀
　御香合　一箱
例年之通献上之仕候、何卒大奥御用ニも相成候ハヽ、難有仕合奉存候、此段宜申上置

とあります。「例年之通」とあるように、翌嘉永三年十二月晦日条によれば、楽旦入は「地紙形御香合一箱」を、楽吉左衛門は「宝珠形御食籠一箱」を、「歳末為御祝儀」として本願寺に献上しています。さらにこのような儀礼的な関係は、年始と歳暮だけではなかったようです。「晟章殿記録」嘉永四年（一八五一）七月六日条によれば、楽旦入と楽吉左衛門の二人は、広如宗主に「暑中奉伺御機嫌」をおこなっています。

このような贈答儀礼的な関係からもう一段階深まった本願寺との関係を、「晟章殿記録」嘉永五年正月九日条にうかがうことができます。同年月日条には「楽吉左衛門（中略）白御書院ニ於て御目見被仰付之」とあります。この記事には「初而」という記載がないので、これ以前にも「御目見」していた可能性はあります。しかし、大勢のなかの一人として広如宗主と対面するのではなく、白書院で一対一の対面を「被仰付」れたわけですから、

本願寺と楽家の関係がより深まったということを示していることは間違いないだろうと考えています。

この「御目見」が契機になった可能性があると考えているのですが、翌年には広如宗主が、楽吉左衛門に器の制作を依頼しています。「諸日記」嘉永六年（一八五三）十月十六日条には、「楽旦入江露山之土を以、桜形向附被仰付候ニ付、露山之土取候義掛り亀斎ゟ同所御留主居之者江申入候間、土取之義御賄奉行帯刀江申達」とあります。広如宗主は、露山の陶土を使用して楽旦入に桜形向附を焼くことを依頼したことが判ります。では、このときに露山の陶土を使って楽旦入によって焼かれた桜形向附は楽焼なのでしょうか、露山焼なのでしょうか。

近世の陶芸史を専門としておられる研究者にとっては、何の不思議もないことなのかもしれませんが、楽家が本願寺の御庭焼を担当する時期について、筆者には腑に落ちない点がまだ存在しています。大正二年四月におこなわれた第一回の「大谷家（本派本願寺）旧御蔵品入札」の売立目録の茶碗の部に「七一、一御庭焼赤楽茶碗　銘都錦、了々斎箱」とあります。楽旦入とともに製陶に携わったこともあるという表千家九世の了々斎が亡くなったのは文政八年（一八二五）です。この売立目録の記載が間違いでないならば、仁阿弥道八によって清閑寺裏山によって文政七年に御庭焼としても露山焼の窯が開かれた翌年には、楽家（時代的には楽旦入か）によって御庭焼が焼かれていたことになります。さらに筆者には判らないことがあります。「起居筆記」天明元年（一七八一）五月十七日条に「本行寺殿ゟ兼々御願上来候ニ付、御手焼赤楽御茶碗一被進之候」とあることです。法如宗主の「御手焼赤楽御茶碗」ということであれば、楽家との関係は時間的にさらに遡ることになります。

ところで、嘉永六年十月に露山の陶土で桜形向附の制作を依頼された楽旦入は安政元年に亡くなっていますので、亡くなった仁阿弥道八に代わって露山焼を依頼された楽吉左衛門は、旦入の跡を継ぎ、後年になって慶入と名乗る十一代楽吉左衛門です。この楽吉左衛門による露山焼については、「諸日記」安政二年十二月二十日条と翌三年三月七日条に興味深い記述があります。前引の安政二年十二月十日条では、楽吉左衛門から提案された器物の名前印の二つの候補のうち、広如宗主の意向によって喜楽が採用されたと読めるのですが、十日後の十二月二十日条では、最終的に「雲亭」に変更されています。同月日条には、次のようにあります。

一雲亭　奉書三ツ折々紙　楽吉左衛門

此度露山焼被仰付候ニ付、右器物江押候名印之義相願、長尾亀斎より隼人江申入、右御下ケニ相成候間、亀斎江相渡、尤御用露山焼之外相用候義不相成候旨申聞、書付為差上候筈也

この変更の裏には、器物の名前について本願寺からの

「書下ケ」を希望する楽吉左衛門の意向と、それだと本願寺よりの「被下」された名前になるので口頭で処理しようとする本願寺側との軋轢があったのかもしれないと想像したのですが、どうも違うようです。『大事典』の「了入」「了々斎手造五十茶碗」の項目によれば、「翫土軒（がんどけん）」の号は楽家九代了入が了々斎より文政元年に貰っています。「喜楽」については同事典の項目「木楽印（きらくいん）」に楽旦入が初期に用いた印とあります。候補となった二つの号は、個別の由来を持ってすでに使用されていることから、使用が避けられたのであろうと考えられます。

結局は、二十日条にあるように、「雲亭」の名前が広如宗主よりの「御下ケ」になっています。これに対して楽吉左衛門は翌安政三年三月になって露山焼を引き受けることについて誓詞を本願寺に提出します。「諸日記」安政三年三月七日条を提示します。

一　楽吉左衛門
別号被下候ニ付、他ニ相用申間敷候一札、左之通
亀斎ゟ差出
三月七日
一誓詞之事
今般御領以露山土御茶器類御用被仰付候ニ付、号
雲亭与被下置、誠以難有仕合奉存候、依之御用之
外一切他向江売買仕不申儀者勿論之儀御座候、手
代共ニ至迄右同様厳重ニ取締仕候、尤永々御用相
勤之義故、麁略之造方等不仕入念ニ御用相勤可申
候、依而為後日誓詞如件
安政三丙辰年如月　楽吉左衛門印
長尾亀斎様

この誓詞の「麁略之造方等不仕」という書きぶりからみても、楽吉左衛門による露山焼は、露山の陶土を使用して「雲亭」の印を捺すことが条件であって、宗主の手造の物を焼くということではないように読めます。御庭焼の範疇には入らないのかもしれませんが、本願寺にとっては御庭焼ではなくとも露山の陶土を使用した露山焼であればよかったとするならば、窯も楽家の窯ではなかったかと想像しています。なお、「雲亭」という名称の由来は、宗主の避暑のための別荘としての露山に掛けられていた扁額「浸雲」の「雲」だろうと考えられます。

少し気になることがあります。「雲亭」の名を下されてから、誓詞を提出するまでの期間が二か月少し間隔があることです。実は誓詞に続いて、次のような露山焼の納入の覚が筆録されています。

覚
一百五拾匁　御茶碗　五
一弐百匁　以露山土造
御水指　五

同断
一八拾六匁　御香合　五
同断
一弐拾匁　右入組　仮箱
大中小　三箱
〆
三月　楽吉左衛門
上
御用

あるいは、この二か月と少しの期間がこれらの制作期間ではなかったかと考えています。

本項目のはじめに、山科小山村の露山第一窯は文字記録として筆者には確認できていないと書きました。関係するのかしないのか判断しきれていないのですが、「諸日記」安政二年（一八五五）十一月十六日条に「露山焼之御手本薄茶碗一、大奥ゟ相下ケ、関伊織江相渡、右者御手製御茶壷之手本也」とあります。関伊織とは、露山における本願寺御手製の製茶に関わった本願寺の侍衆です。この茶壷などは楽草山人のいう露山第一窯で焼かれた可能性を感じたりもします。しかし、書けば書くほど門外漢の頓珍漢な史料理解を連ねてしまっている恐れを感じますので、御庭焼についてはこのあたりで終わりたいと思います。

最後に蛇足を一つ。『明如上人日記抄』（前編、本願寺室内部、一九二七年。以下、『日記抄』と略称します）に収録の「奥日次抄」（五五頁）明治十年五月五日条には、三代目高橋道八が花生を献上したことに対し、さらに内事局「日記」（第十八号）明治十一年十一月十六日条には、三夜荘に焼物香炉を献上したことに対し、本願寺（明如宗主からということでしょう）からそれぞれ越後結城一反が授与された記事があります。前記したように、三夜荘の南隣が高橋道八の「隠宅」でしたので、「ご近所さん」としての関係はあったのでしょう。二代目高橋道八が晩年に築いたという桃山の窯が三代目によって明治十一年時点でも維持されていたのかどうかは判りませんが、状況次第では露山で採集された陶土があれば、道八による露山焼が復活する条件が存在していたのではないかと思います。しかし、三代目高橋道八は明治十二年に亡くなっており、復活の好条件が揃っていたのは短期間にすぎなかったということもありますので、高橋道八による露山焼は復活しなかっただろうと思います。

【補足・松風亭道八による御庭焼の露山焼】　仁阿弥道八が本如宗主より露山焼を仰せつけられた年月日が、日次記で確定できたと思います。前記したように、『大事典』の露山焼の項目には「仁阿弥道八が西本願寺第十九世法主、本如上人のために文政七年（一八二四）、清閑寺裏山采嶺渓に開窯した御庭焼」とあることを紹介しましたが、本願寺側の日次記では確認できていないことが多い旨を記述しました。

しかし、保存状況が悪く板状態になっており、展開するのに躊躇していた「晟章殿記録」の文政七年分（十月十一月十二月分は欠本）を慎重に展開してみたところ、文政七年六月十一日条に次のような記述を見いだすことができました（しばしば平行記事が見いだせる「日次之記」には、以下の記事はありません）。

一両御所様開扇亭へ御成、御出門晨朝引続、今日焼物師松風亭道八被召之、御茶碗類色々焼之

窯の場所やどこの陶土を使用するのかは記載されていませんが、本如・広如の両宗主が渋谷開扇亭に御成し、松風亭道八を召出して茶碗の制作を命じていますので、窯もその付近であった可能性が大きくなるだろうと感じます。ともあれ、この記事によって仁阿弥道八がいつ本如宗主より露山焼の制作を依頼されたのかという年月日をほぼ確定することができたのではないでしょうか。

この記事以降に仁阿弥道八が焼いた器を本願寺に納めるような記事や窯の設営場所を示すような記事がないのかと期待を込めて、現存している文政七年分の九月までの「晟章殿記録」を点検してみましたが、道八関係の記事は目にできませんでした。しかし、楽焼に関する記述に遭遇することができました。文政七年八月二十三日条に、次のようにあります。

一百花園壷芦庵ニて楽焼被仰付候ニ付、大御所様・姫君様御成

この記事によって、【御庭焼の露山焼】の項目で記した本願寺と楽家との関係（楽吉左衛門が焼いたとは記されていませんので、楽家との関係というより楽焼との関係と考えた方がよいようにも思います）について記した筆者の疑問が少しは解消されることとなりました。

記事の文言からは、百華園壷芦庵で楽焼の制作を「被仰付」ただけで、百華園壷芦庵で楽焼が焼かれた根拠にはならないという理解もありえますが、「被仰付」ただけなら姫君も御成することはなかったのではと感じます（壷芦庵の漢字表記は、「晟章殿記録」のなかで徐々に壷廬庵の表記が多くなり、ときに壷炉庵と表記されたりします。史料の記述に従います）。

また、「御殿北側東者ケン先ゟ西者大宮迄之図」によれば、壷廬庵の位置は百花園の池の北側で、建物としては東側から御亭・三笑亭・明月楼・御座敷・壷廬庵・台所とつながっています。百華園壷芦庵で楽焼が焼かれたからこそ、本如宗主と姫君はその状況を見学するために御成したと理解したいと思います。本願寺においてはその時々の個別の楽焼の制作を依頼することがあり（よくよく考えなくとも、当然ありえることです）、その楽焼が百華園で焼かれたということもあったため、時代が下って御庭焼として理解されるようになったと考えればよい

のでしょう。

さらに道八関係の記事を求めて、板状になっているため展開に二の足を踏んでいた「晟章殿記録」の文政八年分の展開にチャレンジしたのですが、七月分までをなんとか展開できたものの、道八関係の記事はまったく目にすることができませんでした。さすがに気持ちが萎えて、このあたりで展開を終えようかとも思ったのですが、少し休憩の時間をとって気持ちを建て直して、八月分の展開にチャレンジした次第です。そこで遭遇したのが文政八年八月二十六日条の「参殿、松風亭道八」という記事です。たんに参殿したというだけで、参殿の目的などはまったく判らないのですが、少なくとも文政八年分は最後まで展開してみようという気持ちを支えてくれた記事になりました。

その結果、頭では判っているのですが、なかなか実行できない「確率は低くとも史料は愚直に探索しなければ」という点を再実感させてくれる記事に出会うことができました。文政八年九月七日条です。

一壷廬庵江松風亭道八御焼物下拵ニ付、大御所様御成

松風亭道八が壷廬庵で「御焼物下拵」をし、その場に本如宗主が御成しています。「下拵」の具体的な作業内容は記されていませんが、松風亭道八が器の成形をしただけでなく、その指導の下に本如宗主も器の成形をしたのではないかと考えてはいかがでしょうか。

こうなると少し欲が出て、勢いで文政九年分を展開してみたのですが、十月二十三日条に道八（この日条では、肩書きなしに道八とだけ記載されています）が「白蒸一曲」を献上している記事に遭遇できただけでした。欲のはった「皮算用」をすると史料には出会えないということなのでしょうか。「晟章殿記録」の全冊の展開は、焦らずボチボチと進めたいと思います。

文政八年分の「晟章殿記録」で本願寺と陶器に関して、蛇足の誘惑にかられる記事にも出会いました。文政八年七月二十六日条によれば、「尾州床鍋（ママ）之陶工白翁、俗名八兵衛」が壷廬庵に参上し、両御所がその場に御成しています。「壷廬庵へ焼物師上り候ニ付」とも記されていますので、本願寺が召し寄せたのではなく、常滑焼の陶工の八兵衛側が本願寺に売り込みに参上したのでしょう。そして七月晦日条には「壷炉庵江尾陽床鍋陶工白翁参り候ニ付、種々御焼物被仰付候事、大御所様・昌姫様御同道ニ而御成」とあります。本願寺では常滑焼を重用する可能性もあったのでしょうが、筆者には日次記のなかで常滑焼に関する記述の記憶はありません。焼き上がった器物について宗主の好みではなかったのかなと勝手に想像しています。

気持ちが折れそうになりながらもボチボチ進めている「晟章殿記録」の展開作業で、文政十年閏六月十三日条

で次のような記事が目に飛び込んできました。

三島はけ目　松風亭
一　御茶碗　仁和（ママ）
暑中為御伺献上之

松風亭という肩書きからすると、高橋道八のことだろうと考えています。この記事を参考にしなくとも、高橋道八が仁阿弥という阿弥号を名乗りだす年時など、筆者が無知なだけで確定しているのだろうと思いますが、ひょっとするかもしれませんので提示しておく次第です。

【「三十六人家集」の近世】 次は、国宝の「三十六人家集」です。この家集の本願寺への伝来や使用されている料紙、その書道史上の価値などについては、筆者には近づきがたいほどの大部な研究があります。また、手近なところでは、これまでの本願寺関係の歴史展示の図録などでも、基本的な内容は書き尽くされているだろうという印象を持っています。龍谷ミュージアムにおいて二〇一六年九月から始まった「浄土真宗と本願寺の名宝」展でも、展示の大きな目玉の一つでした。ですから、ここでは筆者が日常的に展開作業を続けている近世の本願寺の日次記に登場する「三十六人家集」についての記事を紹介することに重点を置きます。

とはいうものの、二〇〇三年三月の御影堂平成大修復事業記念『西本願寺展』図録に収録の鳥谷弘幸氏の「本願寺本三十六人家集」と、二〇〇八年四月の親鸞聖人七百五〇回大遠忌『本願寺展』図録に収録の下坂守氏の「本願寺伝来の「三十六人家集」と「熊野懐紙」」をベースに、お二人の記述を総合して、近世における「三十六人家集」について、ポイントを少しだけ記しておきます。

○中院通村は後水尾天皇の意志を承けて、寛永十七年（一六四〇）二月に「三十六人家集」を借り出し、十年後の慶安三年（一六五〇）に返却した。

○飛鳥井雅章は、後西天皇の命を受け、本願寺から借用して一人で全冊を転写した（鳥谷弘幸氏は、後西天皇の退位後の寛文十年（一六七〇）とされています）。

○「三十六人家集」や「熊野懐紙」は、本願寺の重要な法要などで公開されてきたが、「三十六人家集」については次第にその存在が忘れられてしまって、明治二十九年大口鯛二によって本願寺の蔵から再発見された。

では、筆者が日常的に展開作業を続けている近世の本願寺で筆録された未刊行の日次記で、これらのポイントは確認することができるのでしょうか。残念ながら最初の二つについては確認できません。理由は単純です。筆者が展開作業を続けている近世の本願寺の日次記は、寛文十一年からしか現存していないからです。三つ目の再

発見については、『日記抄』（前編、三六七頁）の明治二十九年九月四日に「一頃日来、土蔵（北空地）之古文書、大口鯛二取調候処、後奈良天皇女房奉書有之、三十六人家集発見候事（筆者古代之者に而行成等も有之、依而同人持帰り、東京に而尚取調為致候事）」とあります。

ということで、本項目では本願寺史料研究所に保管されている寛文十一年（一六七一）以降の日次記には「三十六人家集」がどのように登場するかを紹介することが主眼になります。

寛文十一年から残存する「日次之記」で、筆者が最初に「三十六人家集」に気がついたのは、京都所司代の稲葉丹後守正通による借覧の記事です。「日次之記」貞享二年（一六八五）七月十二日条によれば、稲葉丹後守の借覧懇望により、「三十六人家集」の人丸集上下二冊・貫之集上下二冊が使者に託されて届けられています。この四冊は、一月後の八月十二日に本願寺に返却され、残りの集の借覧希望が伝えられます。八月二十一日には、難波中納言を通じて「三十六人家集」の借覧の段取りが通知され、八月二十二日には本願寺の使者富島頼母と山田友之進が残りの「三十六人家集」と後奈良天皇宸翰女房奉書を佐野修理大夫に持参しています。それに対して稲葉丹後守よりは「大切之御本候間、明日返弁可仕候」（八月二十二日条）と通知がありました。翌八月二十三日には、富島頼母と山田友之進が稲葉丹後守に三十六人家集を請取に参上しています。これらの貸し出し・返却状況からすると、稲葉丹後守の目的は鑑賞することであって、転写などはおこなわれなかったと考えられます。

次は先に抽出したポイントと関わる可能性を感じている記事です。「日次之記」貞享三年（一六八六）二月朔日条によれば、中院大納言より校合用に「歌仙集」を二三冊ずつ借覧の希望が伝えられ、本願寺側からは一両日中に遣わす旨が返答されます。「日次之記」貞享三年二月朔日条には、次のようにあります。

一同刻（午刻半）、中院大納言殿　使者山本伊織
薫物一器
口上、先日者為年頭之御祝義（中略）兼而又御約諾候歌仙集之儀、此節漸公用茂手透ニ罷成候間、校合仕度候、御太事之御本ニ御座候へ者、二三冊宛借用仕度候由
御返事、右之御請一通、歌仙集之儀被得其意候、一両日中自是可被遣候由

二月五日に中院大納言へ最初に貸し出されたのは貫之集上下二冊でした。貫之集上下二冊は、二月十日には本願寺に返却され、その際に次の集の借用の希望が伝えられ、躬恒集・伊勢集・家持集を貸し出すことになりましたが、本願寺側の使者となる山田友之進の仕事の都合によって三月十七日に届けられました。このとき中院は「他行」していたのですが、同日条には「山本伊織ニ御封ノまゝ預置罷帰ル」とあります。躬恒集・伊勢集・家持集

が返却されたのは、閏三月五日でした。返却時に残りの集の拝借希望が伝えられるのですが、寂如宗主が閏三月四日から六日は山科の露山に滞在しており、返事は保留されました。二月朔日条にも「歌仙集之儀被得其意候」とありましたので、貸し出しは寂如宗主の決済によってなされていたことが判ります。

最後の貸し出しとなる貞享三年八月十日までの貸し出しと返却の様子を、以下に年表風に提示しておきます。

閏三月八日	五冊を貸し出し。
閏三月十三日	校合が未終了につき返却を延期。
閏三月十九日	五冊が返却。
閏三月二十二日	七冊を貸し出し。
閏三月二十九日	七冊が返却。
四月朔日	七冊を貸し出し。
五月九日	七冊が返却。
五月十日	五冊を貸し出し。
六月十四日	校合未終了につき返却を延期。
八月九日	返却。「日次之記」に「新写之分ハ御無用被成可被下候、古本之分計致拝借由」とあり。
八月十日	三冊を貸し出し。

最後の三冊については、「日次之記」に返却の記事を見いだせませんが、筆者の見落としか、「日次之記」の記主が筆録しなかったということでしょう。ところで、中院大納言とは誰でしょうか。寛永十七年（一六四〇）から慶安三年（一六五〇）の十年間にわたって「三十六人家集」を借り出した中院通村は承応二年（一六五三）に亡くなっていますので、その孫の中院通茂でしょうか。祖父の転写した「三十六人家集」を校合したのでしょう。

筆者が日次記で確認できた「三十六人家集」の貸し出しは以上ですが、前記したポイントにあげた公開という点については、次のような事例を確認しています。「日次之記」貞享三年三月十日条によれば、この日に、院家衆に対し法衣の法度厳守や爪紅扇の禁止、内陣衆・余間衆に対しては分限に応じた法衣着用などをあらためて達するのですが、この達のあとに寂如宗主は白書院・対面所などに出座し、院家・内陣衆などへ料理を振る舞います。そのとき白書院には「三十六人家集」などが陳列されていました。「日次之記」貞享三年三月十日条には、次のようにあります。

一右終而御白書院ニおゐて、従後奈良院御拝領之三十六人之家集
一伏見院百首御詠草
一公方御代々之御判物、次ニ残雪違棚ニ荘之、御床御掛物女房奉書、前卓香炉
右之御宝物、院内余間衆、次飛檐・惣坊主中拝見之

また、時代は少し下りますが、宝永五年（一七〇八）四月五日に京都町奉行の安藤駿河守や加藤越中守が巡見のために本願寺に来山します。このようなときにも「三十六人家集」や「熊野懐紙」（後継の引用史料には「切目懐帋」とあります）などが閲覧に供されています。公開という点では、本願寺にとっての重要な儀式・法会には限定されていなかったように考えられます。「日次之記」宝永五年四月五日条も提示しておきましょう。

一　加藤越中守殿　入来
　安藤駿河守殿　同
御堂ゟ御対面所御白書院見分、夫ゟ於御黒書院御対面、御口祝出ル、於同所後奈良院二品親王宣下勅書、同女房奉書并卅六人家集・切目懐帋、其外御道具拝見、終テ蕎麦切、次ニ飯鮓・御酒・御茶出ル、相伴高森正因

筆者がもっとも不思議に感じる点が、「三十六人家集」が次第に忘れられ、再発見されるという事態です。近世前期・中期には京都の公家や所司代に「御太事之御本」と認識され、当然、本願寺自身も重宝として大事にしていたはずの「三十六人家集」は、その存在がなぜ忘れられていったのでしょうか。

ひょっとすると関係するかもしれない可能性を感じる記事を日次記のなかに一つだけ見いだしています。日次記といっても本項目で依拠してきた「日次之記」ではありません。宗主のすぐ側で筆録されていたと考えられる「起居筆記」です。安永七年（一七七八）閏七月十六日条に、次のような記事があります。

一当御殿御蔵ニ有之候、三十六人歌合一箱、筆者唐橋大学頭在廉（カド）卿、外題中山前権納言兼親（ヨシ）卿、詞華集一冊、冷泉家為邦朝臣筆、古今和歌集一冊、戸部尚書藤判、烏丸光広卿朗詠一箱、三十六人歌合堂上方寄合書、三夕和歌寂蓮・近衛関白内前公・西行・円満院祐常・定家・九条右大臣尚実公、三夕和歌・同飛鳥井大納言雅重（カズ）卿、同清閑寺中納言益房卿・同清水谷大納言実栄卿、貫之色紙一枚、平野仲庵百人首（ママ）一冊、冷泉権大納言兼民部卿為村卿（入道澄覚）、当御所様（江）御伽羅（五種）御懇望ニ付被送進候御返歌一枚、右之通大奥御蔵御長持（江）御入被遊

「当御殿御蔵」から「大奥御蔵」に移管された宝物が書き上げられています。そのなかに「三十六人歌合」が二つ書き上げられています。その二つめの「三十六人歌合」には「堂上方寄合書」と注記されています。この注記の内容は、「歌合」の注記よりも「三十六人家集」の注記とした方が相応しいように感じるのですが、いかがでしょうか。この記事に遭遇して、「大奥御蔵」に「お蔵入り」になったことによって忘れられていったかと一

瞬思ったのですが、冷静に考えてみると筆者自身が納得しきれていません。

「三十六人歌合堂上方寄合書」が「三十六人家集」の誤記だとしても、それはそれで色々と不可解な点が残ります。たとえば、このような誤記が発生したという状況が、「三十六人家集」の存在がすでに忘れられていることを示すことになります。さもなければ、一番最初に誤記されずに書き上げられていたはずです。

大原実代子氏より教示を受けた史料に、「三十六人家集」附属文書（本願寺蔵）があります。そのなかに本願寺の鈴木沖見が筆録した「御拝領三十六哥集之秘記秘事之手控」（以下、「手控」と略記）があります。鈴木沖見は最後に「文政元戊寅年十一月廿二日、有故被許拝見」と記しています。鈴木沖見は、文政元年（一八一八）十一月二十二日に本願寺本の「三十六人家集」を実見したという可能性が考えられます。しかし、説明するべき事態や疑問が残っているように感じています。

「手控」の最初には、飛鳥井雅章が本願寺本の「三十六人家集」を筆写したときの「寛文第十暦仲春」の奥書があり、日下には飛鳥井雅章の花押が模写されています。鈴木沖見は模写した花押の左に「飛鳥井雅章」と注記しています。この寛文十年（一六七〇）二月の奥書に続いて、大炊御門が元禄五年（一六九二）六月中旬に飛鳥井雅章の写本を雅章の息の左衛門督雅豊から借り受けて筆写したときの奥書があります。「元禄五壬申歳林鐘中澣」の年紀とその日下に模写された花押があります。鈴木沖見は飛鳥井雅章の筆写奥書と同様に模写した花押の左に「大炊御門隆光」と注記しています。この「大炊御門隆光」について鈴木沖見は、「手控」で二つの奥書を筆録したあとに「〇愚按」として「右大臣ハ大炊御門左大臣隆光公、元禄五年右大臣五十五歳」と記しているのですが、山岸徳平氏は右大臣を大炊御門経光としておられます。本願寺史料研究所が保管している「三十六人歌集丁数細目調」と上書きされた茶封筒に入れられた袋綴の薄い冊子にも二人の奥書が写されており、それにも「左大臣花押経光」とあります。

説明すべき事態とは、鈴木沖見は何を見て「手控」に飛鳥井本と大炊御門本の奥書を筆録したのかという点です。二つの奥書が連続して筆録されているということは、鈴木沖見は飛鳥井本と大炊御門本の両方を実見したのではなく、飛鳥井本を筆写した大炊御門本から、二つの奥書を筆録したのではないかと推測できます。そして二つの奥書は近世後期には清水浜臣の随筆「遊京漫録」に紹介されており、本項目の最初に記したように筆者には近づきがたいほどの大部な研究の一つである飯島春敬編『西本願寺卅六人集の研究』収録の「西本願寺本三十六人家集解題」で山岸徳平氏は（二〇九頁）、二つの奥書の花押の部分を「（花押）」「右大臣（花押）」としておられますので、鈴木沖見は大炊御門本を実見していなくても「遊京漫録」を見ていれば、「手控」で二人の花押の

模写を、さらに模写することは可能であったことでしょう。

次は疑問です。鈴木沖見は「手控」の「〇愚按」の最後に「清正」本について「普通ノ本キヨタヽトアリ、本願寺本キヨマサトアリ」と記し、「朝忠」本については「普通アサタヽ、普通拾芥抄アサノカナアリ、本願寺本トモタヽトアリ」と記しています。しかし、昭和四十年代の後半に社団法人書芸文化院から何度かに分けて刊行された本願寺本の複製本を確認しても、筆者には「キヨマサ」「トモタヽ」という記述を見いだせませんでした。

上記のように大炊御門の人物比定についてはまだしも、本願寺本の「清正」本と「朝忠」本の読み方への疑義を考慮すると、鈴木沖見は文政元年十一月二十二日に本願寺本の「三十六人家集」を本当に実見したのかどうかについては保留が必要となりそうです。しかし、鈴木沖見がこの時点で、本願寺本の存在を知っていたということは動きません。

もう一つ蛇足を記します。飯島春敬編『西本願寺卅六人集の研究』のなかで山岸徳平氏は「浜臣が見た大炊御門本も、その親となった飛鳥井本も、今日は恐らく散佚したのか伝来しない様である」（二〇九頁）と記しておられます。しかし、飛鳥井本は筆者がことあたらしく書くまでもなく、現在、京都女子大学に所蔵されていることは周知のことでしょう（京都女子大学の図書館に問い合わせたところ、一九六四年に購入されたとのことでした）。ところで、前記したように「三十六人歌集丁数細目調」の茶封筒に入った袋綴の薄い冊子にも、寛文十年二月の飛鳥井雅章奥書に続いて元禄五年六月中旬の大炊御門経光の奥書があります。興味深いのはその二つの奥書の前にある「黒川真頼氏所蔵写本、元丹鶴水野家蔵」という注記です。二つ並んだ奥書が大炊御門本の奥書であるなら、ひょっとすると、大炊御門経光の写本の伝来についての有用な情報となるかもしれないという素朴な直感に基づいて紹介する次第です。

ということで、本願寺の「三十六人家集」が近世中後期以降、次第にその存在が忘れられていくという点についてうまく説明できないのですが、以下のような二つの点に注目したいと思います。一つ目は、「三十六人家集」の貴重さという点です。飛鳥井雅章は書写奥書に「深秘函底不可出家外」と記し、大炊御門も「依為秘本不可出閫外者也」と記しています。さらに前記したように貞享二年に「三十六人家集」を借覧した所司代の稲葉丹後守も「大切之御本」と記し、翌三年に借覧した中院大納言も「御太事之御本」と記していました。つまり大切にされすぎたのではないかということです。

もう一つは、次のような点です。近世の京都では所蔵する書籍などを付き合いのある諸家との間で借覧し合うのはごく一般的であったと思います。本願寺所蔵の書籍のうち、「三十六人家集」の他で「日次之記」の展開作業中に筆者が気づいたのは、「雅経ノ古今」（寛文十一年

六月二十日条）・「業平集」（寛文十二年五月七日条。私家集の「業平集」でしょうか。補写された「業平集」とは考えにくいように感じます）・「尊円御手本壱巻」（延宝二年十一月十三日条）・「源氏物語小蝶（ママ）之巻（中略）内々御約束申候六百番歌合」（元禄十六年十二月十七日条）などがあります。そして正徳五年（一七一五）六月五日条によれば、中院前大納言に「御約束被成候抄持（ママ）」として「源氏物語」の空蟬・夕顔・若紫・末摘花・紅葉賀・花宴・葵・賢木が貸し出され、中院前大納言からは桐壷・箒木が返却されています。このような状況のなかで、とくに借覧の希望が多かったのが「栄花物語」です。「日次之記」のなかで筆者の目に入ったのは、元禄十六年（一七〇三）・宝永六年（一七〇九）には中院大納言に対して、正徳五年（一七一五）から享保三年（一七一八）には風早宰相に対して「栄花物語」が貸し出されている事例です。しかし一方で、所蔵の善本の貸し出しがあまり頻繁になるのも困るという忌避感もあったのではないかと想像しています。「日次之記」貞享二年（一六八五）十月二日条によれば、本願寺は飛鳥井中将より「万葉集」の借覧の希望を受けます。それに対して本願寺は、「然者万葉集之儀被仰下候、安御事」と返事しつつ、「尤無他見様被成可被下候」と注文も付けています。借覧した諸家から非常に大切な物であると指摘されながらも「三十六人家集」は、近世に入ってから本願寺から「業平集」など数集が流出したわけですから、なおさら「秘蔵」の方向が強化されたとも考えています。

以上のような状況を背景に、「三十六人家集」が本願寺のなかで大事にされすぎて、秘蔵されるようになった結果、一部の関係者にはその存在が忘れられていなかったとしても、どの蔵に収蔵されているのかなどが判らなくなっていったのだろうと考えておきたいと思います。

【「三十六人家集」の近代の一コマ】 前項では、近世後期に「三十六人家集」は、本願寺のなかでどのような存在であったのかについて、我ながらなんとも歯がゆい結論しか書けませんでした。しかし、あるとき本願寺史料研究所の史料庫でまったくの偶然ですが、ちょっと無視するわけにはいかない史料に遭遇することができましたので、紹介しておきたいと思います。

明治のごく初期に法宝物の点検をしたときの目録の控帳（袋綴）かと思われます。本紙と共紙の表紙には「下控　弐」とあるのですが、「壱」は見当たりませんでした（以下、「下控」と略記します）。裏表紙の右下部には「季景」とあります。紙数・墨付は、ともに五十紙です。

この季景とは、「明治三年庚午年二月改御家中列座帳」にある細江左膳季景のことです。この家中の列座帳では役職が判りませんが、「明治二己巳年正月改諸役人姓名録」（三番）には留役と御書方に細江左膳が記載され、留役の箇所では明治元年四月十九日より明治三年十一月十一日まで在職していたことが判ります。御書方では、明治元年七月十三日より明治二年七月十日まで担当した

あと、明治三年年六月廿二日に再役しています。留役とは御納戸留役で、明治三年十一月改の「諸役人姓名録」（四番）には「明治四年六月七日ヵ被廃止」とありますが、明治二年正月改の「諸役人姓名録」（三番）には、留役について「留役被廃、御宝物申物取扱筆生」とありますので、細江左膳季景は「下控」の筆録者として相応しい人物として間違いないでしょう。

「下控」の内容は法宝物の書き上げで、「三十六人家集」が六紙目の先頭に書き上げられています。

一三十六人家集　歌仙集　三十九冊　（朱筆）「△」
一箱
右者極官之事ニ付、女房奉書ニ有之処ナルヘシ、
然ニ後奈良院宸筆トアリ、一応吟味

そして二十一紙目の最後には、朱筆にて「△印之分、明治五年御調之節、奥御蔵江入」とあります。六紙目の「三十六人家集」から二十一紙目の右の記述の間に、「鷹手本」「古今集」「栄花物語」「熊野懐紙」「北野天神縁記絵巻物」「小倉色紙」「源氏物語」など惣計十数点が、諸種の法宝物に混在して書き上げられて朱筆の△が付されています（朱筆の○を付されているものもあるのですが、その意味を読み取れません。なお、二十二紙目以降には朱筆の△や○を付された法宝物は見いだせません）。

筆者は、「△印之分、明治五年御調之節、奥御蔵江入」という記述をどのように理解すればよいのか、意外と微妙な問題があるのではないかと感じています。それは、表紙に作成時期の年次表記も奥書もないこの「下控」が筆録された時期をどのように考えるかによって、明治期に「三十六人家集」の存在が認識されていたのか、忘れられていたのかという点についての説明の方向が微妙に違ってくるだろうと感じるからです。

ともあれ、この「下控」を筆録者の細江左膳季景の在職状況から判断すると、明治五年に法宝物調査がおこなわれ、同じ蔵に入っていた法宝物から「三十六人家集」などを選び出して「奥御蔵江入」たと理解することができます。ということは、「三十六人家集」の存在は明治初期でもその存在は忘れられていなかったということですが、「然ニ後奈良院宸筆トアリ、一応吟味」という記述振りからすると、「三十六人家集」の由来・来歴にふくまれる歴史的・文化財的な価値については認識が朦朧化していたと考えられるでしょう。

筆者が感じる別の解釈の微かな可能性についても触れてみます。別の解釈の可能性の原因は、「△印之分、明治五年御調之節、奥御蔵江入」という文言にあります。明治五年に現に調査がおこなわれたとするなら、「御調之節」という表現にならない可能性を感じてしまいます。法物の調査は明治五年以降におこなわれ、「三十六人家集」などは明治五年の「御調之節」に「奥御蔵江入」たと注記されたと理解する方が、文章的には自然ではない

かという感じを抱いた次第です。

しかし、少し考えてみるとこの理解には無理があることが明確になります。そもそも「下控」が作成された調査の時期が明治五年以降であったとしても、明治五年の調査のときに「三十六人家集」などは「奥御蔵」に移されたと理解することに間違いはないでしょう。そうなると「下控」では、明治五年の調査のときに「奥御蔵」に移された「三十六人家集」などと、移されなかった他の法宝物が混在して書き上げられるという極めて不自然な状況を想定しなくてはならなくなります。

さらに次の点も指摘することができます。六紙目の「三十六人家集」の次に「一顕如様、式嘆徳文、御延へ書、壱組」と「式嘆徳文、壱組」が書き上げられ、そこには「本照寺様江上ル、明治七年戌■六月九日」という付箋があります。また六紙目の終わりから七紙目にかけて「報恩講式、弐巻」「涅槃講式、壱」「報恩講式異文、壱」がパーレンで一括され書き上げられ（最後に「右一箱」とあります）、同様に「本照寺様江上ル、明治七戌年六月□□」の付箋があります。「下控」が作成された法物調査が明治五年以降であったとしても、明治七年六月九日には「式嘆徳文」などは本願寺の蔵からなくなっていました。それが書き上げられているのですから、「下控」が作成された法物調査を明治五年とする理解を補強してくれると思います。そして、明治七年の記載がある二つの付箋は、明治七年以降の法宝物調査で「下控」が利用され、その際に付されたのだろうと考えられます。

次の問題は、「奥御蔵」とはどのような蔵なのかという点です。「起居筆記」安永七年（一七七八）閏七月十六日条の「当御殿御蔵」が表の御藏で、大奥御蔵が「奥御蔵」であり、さらに『日記抄』（前編、三六七頁）の明治二十九年九月四日条の大口鯛二による「三十六人家集」発見の記事にある「土蔵（北空地）」かと考えたくなるのですが、筆者は断定の自信はありません。直感的には、諸日次記の「西御蔵」と「御宝蔵」「当御殿御蔵」は同じ御蔵群で、「大奥御蔵」「奥御蔵」「土蔵（北空地）」と『室内史料小註・二』（上原芳太郎が、『明如上人伝』（一九二七年）の執筆のため作成した史料ノート。筆者には手の届かない史料が多くふくまれているのと、原稿用紙を製本していますので、この世にただ一冊しか存在しない貴重な記録です。本願寺史料研究所に一から三が保管されています。以下、『小註』と略します）明治十三年九月三日条にある「明地御蔵」（上原は「東より第三の雑具（ママ）の内より」より「三十六人家集」が発見されたと記しています）は同じ御蔵群という可能性を感じます。

前項の最後は、次のように書き換える必要がありそうです。「三十六人家集」は本願寺のなかで非常に大事にされすぎ、秘蔵とまではいえないまでも、「お蔵入り」のような状態になっていたのではないでしょうか。しかし、「下控」によれば、明治五年に「栄花物語」や「熊野懐紙」「鷹手本」などと同じ「奥御蔵」に収蔵される

ようになったわけですから、その存在までもが完全に忘れ去られたというわけでもなく、一部の関係者には、確実にその存在が知られていたでしょう。しかし、「三十六人家集」が本願寺にもたらされた由来の意義や、文化財としての歴史的・美術的価値についての認識は、多くの本願寺関係者のなかでは希薄になり、意識の表面に浮上することがほとんどなくなっていったということではないでしょうか。このような状況を念頭において、明治二十九年の大口鯛二による発見とは、物としての「三十六人家集」の再発見という側面を否定することはできませんが、その歴史的・美術的な価値の再発見という意味の方が大きかったと考えてはいかがでしょうか。

一応、以上のように、もっともらしそうな理屈をひねってみたのですが、筆者にはあらためて最初の疑問が浮かんできます。疑問の由来を説明するには、昵近候所「日記」（第七十三号）明治二十一年七月二十一日条の記述を紹介する必要があります。同年七月二十一日に本願寺には図書頭九鬼隆一・社寺局長丸岡完爾・文書博士川田剛・大学御雇フェノロサと、付き添いとして京都府属生野正隆が、「書画古美術品」の「巡見」のために来山しました。彼らは、菊之間と雁之間に設けられた休憩所で茶菓や氷ラムネを饗され、昼食は滴翠園で折り詰め・煮物つきの膳で接待を受け、午後二時には本願寺をあとにします。なお、このときの宝物調査について『日記抄』（前編、四三頁）明治二十一年七月二十一日条には、「九鬼図書頭・川田非職宮内省御用掛・丸岡社寺局長・岡倉美術学校監事、御雇（フェノロサ氏、ビゲロ氏は不参）、去四月已来、和歌山県・奈良県・大阪府等を歴て去六月来入京、本日来山」とあり、岡倉覚三（天心）も来山しています。

彼らの「書画古美術品」の巡見は、「画之部」（黒書院に陳列）、「書之部」（白書院に陳列）、「美術品」（鴻之間に陳列）の三つに分類しておこなわれました。内事局「官衙往復綴」（後補表紙に「廿九年三月起」とありますが、綴じられた書類は明治十五年から始まっています）によれば、仏像については七月九日付で京都府知事北垣国道宛てに、事前に目録が提出されました。「巡見」の対象となった本願寺の「書画古美術品」は九十八点で、「本願寺所蔵古文書之部」として昵近候所「日記」にまとめて書き上げられています。

しかし、そのなかに明治五年に「奥御蔵」に入れられた「鷹手本」「古今集」「栄花物語」「熊野懐紙」「小倉色紙」「源氏物語」などはふくまれているのですが、「三十六人家集」は見当たりません。陳列された第二十三号から二十五号の宝物として、「三十六人家集」に添えて所蔵されていたと考えられる「後奈良天皇勅書」「御勅書之副翰」「同上女房添書」があるだけに不思議な感が拭えません。同じときに同じ蔵に移されたはずの「三十六人家集」にかぎって、なぜこのとき陳列されなかったのでしょうか。

『小註・二』の明治二十一年七月二十一日条で、上原

芳太郎は「宗主は如何に考へられしものか、昵近只一人に命して法宝物を除ける什器の大半を南御殿に運はしめ、吉田嘿と二人して出展品の仕訳を行はしめられたり、此取調の時は全什器に非すして、各科全般に渉り、其幾分宛を出展せられたり」と、なにやら明如宗主には秘めた思惑があったかのような書き方をしています。吉田嘿は、昵近候所「日記」明治二十一年七月十八日から二十日条によれば、三日間にわたって「御所蔵之御軸物拝見」のために参殿していました。『楳牕餘芳』に「我が本刹に館入同様に出入して古記・古書などに関係し」（項目番号二九八、一八二頁）とあります。上原は、直前の項目ではもっと直裁に「宗主は何か考ふる所やありけん（中略）出展の可否を自ら甄別せられたり（中略）法宝物以下の出展は代表のものを出したるが、全量の五六割に止まらん歟（中略）出典の全部は法宝物を除きて旧納戸蔵に併納せしめ、他日の再検等の手数を省かしめられたり」（項目番号二九七、一八一頁）と記しています。

『楳牕餘芳』にはこれより先に、「十三年八月末より約一ケ月の間、宗主自ら昵近を督して西倉庫、内土蔵北長蔵の整理を行ひ（中略）山有・私有の区分を明らかせられたり」（項目番号二九六、一八一頁）とあります。

この御蔵の収蔵品の点検で「三十六人家集」の存在を確認した明如宗主は、「三十六人家集」に付属する女房奉書は見せても、「三十六人家集」は「私有」であるとして九鬼隆一やフェノロサらには意図的に見せなかった可能性が浮上しそうです。

さらに筆を滑らせると、明治二十九年九月の大口鯛二による「北空地」の「土蔵」で「三十六人家集」を発見する事態は、九鬼隆一やフェノロサらに見せなかったことについてのほとぼりが冷めたころを見計らった明如宗主のシナリオによって演出された発見ではなかったかと、筆者は妄想したくなります。

【補足・フェノロサと岡倉覚三の来山】 内事局「官衙往復綴」のなかに明治十七年四月十四日付の京都府庶務課社寺係から出された本願寺宛ての「社第八九三号」（朱筆）があります。そこには「今般東京大学教授米国人フェノロサ氏并御用掛岡倉覚三ナルモノ、其寺所蔵之古画類臨覧致度付、明十五日可罷出趣ニ候条、右ハ我国之美術ヲ顕ハシ、寺院之名誉トモ可相成義付、住職所有之モノト雖、無秘蔵相視候様致度、此段御達候也」とあります。しかし、『小註・二』や内事局「日記」では、「明十五日」にあたる四月十五日のフェノロサと岡倉覚三の来山は確認できません。

『岡倉天心全集』（第八巻、平凡社、一九八一年）の「奈良古社寺調査手録」の解題によれば、岡倉覚三は明治十七年六月二十五日に古社寺調査のために京阪地方への出張を命じられています。この命令による岡倉覚三の来山を内事局「日記」に探ると、同年六月十九日条に「英国人ドクトルアンデルソン氏」が飛雲閣を拝観のために来山したことを記した続きに、「且兼而京都府社寺掛ゟ

照会在之該氏ハ美術人之由にて、書画并古器物等拝見致度旨ニ付、御蔵品白御書院江陳列シ、同所ニ椅子テーフル相設、茶菓差出候事、出会赤松連城」とあります。

全集の解題では岡倉覚三が出張の命を受けたのは六月二十五日ですから、内事局「日記」六月十九日条とは日付がずれています。内事局「日記」は、かねて京都府社寺掛より照会がなされた「該氏」が来山したときには、このように対応するという記事なのでしょうか。

しかし、これ以降に内事局「日記」などに「該氏」の来山の記事を見いだせません。「同所ニ椅子テーフル相設、茶菓差出候事、出会赤松連城」という書きぶりからすると、「該氏」は六月十九日に来山しているように読めます。内事局「日記」の「兼而京都府社寺掛ゟ照会在之該氏」における「兼而」を四月十四日と理解し、なんらかの理由で翌十五日の来山は延期され、あらためて六月十九日に来山した。そして「該氏」とはフェノロサと岡倉覚三であるという可能性はないのでしょうか。

村方明子氏は、論考「フェノロサの宝物調査と帝室博物館の構想（上）」（東京国立博物館『MUSEUM』一九八〇年三月号）で、フェノロサが明治十七年夏に京都・奈良の主要諸社寺の調査をおこない、そのときに岡倉覚三が出張の形で随行したと指摘しておられますので、両人が本願寺に来山した可能性は十分にあります。

なお、フェノロサは、これ以前にも宝物調査に来山しています。内事局「日記・補欠」明治十三年九月八日条に来山の記事があります。村方氏によれば、ハーヴァード大学ホートン・ライブラリーにフェノロサが京都府下の諸寺社名と主要宝物を書き上げたメモがあり、そこには本願寺の宝物も記載されています。村方氏はメモの成立時期を同論考で「同時期のものと思われる」と記しておられます。村方氏の記述の文脈からは、この「同時期」とは明治十三年頃と理解することが可能です。

しかし、同氏は別の論考「フェノロサの京都社寺什宝調査メモ―ハーヴァード大学ホートン・ライブラリー蔵遺稿（Ⅲ）―」（京都大学『英文学評論』四三号、一九八〇年）では、明治十七年と推定しておられます。同氏はこの論考でフェノロサの「京都社寺什宝調査メモ」を翻訳しておられます。そこには林良「鷲図」・永徳「装飾画」・李龍眠「五百羅漢図」・牧渓「達磨像」・趙仲穆「柳に鷺図」・曇徴「普賢像」などが記載されています。この点について『小註・二』には、フェノロサが明治十三年九月の「上中旬」来山し、牧渓「達磨半身図」、趙仲穆「雪中柳鷺図」、林良「枯木双鷹図」の三点を「優良と認め、幅の裏面に検印を捺せり、後年重ねて来り、三楽筆鷲猿屏風、其他を選抜せるか、今は略す」とあります。本願寺の記録によれば、フェノロサの「京都社寺什宝調査メモ」は、明治十三年ということになりそうです。

（さうだ　まさゆき　種智院大学教員
本願寺史料研究所委託研究員）